

佐賀県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

◎佐賀県条例第28号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例
(佐賀県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、<u>法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の資本金等の額は、それぞれこれらの号に定める日(同項第1号に掲げる法人で法第53条第1項の法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるもの及び法第52条第2項第2号に掲げる法人にあっては、施行令で定める日)現在における資本金等の額による。</u></p>	<p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第52条第2項第1号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。))の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号(5)中「資本金等の額が」とあるのは「<u>法第52条第2項第1号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第3項に規定する施行令で定める日。以下この表において同じ。)</u>現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「<u>法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が</u>」とする。</u></p> <p>4 <u>法第52条第2項第2号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。))の資本金等の額が、施行令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満た</u></p>

改正前	改正後												
<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第49条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.48</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.2</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" data-bbox="235 1193 1095 1372"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td><u>100分の3.8</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td><u>100分の5.5</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td><u>100分の7.2</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.8</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の5.5</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7.2</u>	<p>ない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「<u>資本金等の額が</u>」とあるのは、「<u>第4項に規定する施行令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が</u>」とする。</p> <p>5 法第52条第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「<u>資本金等の額が</u>」とあるのは、「<u>法第52条第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が</u>」とする。</p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第49条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。<u>第3項において同じ。</u>）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" data-bbox="1167 1193 2027 1372"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td><u>100分の3.1</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td><u>100分の4.6</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td><u>100分の6</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.8</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の5.5</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7.2</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>												

改正前	改正後
<p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.48</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.2</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に<u>100分の7.2</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)</p> <p>第65条 知事は、前条第1項の規定によって徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第63条の2第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。この場合において知事は、緊急の必要がある場合を除くほか、あらかじめその徴収猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。</p> <p>(自動車税の税率)</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に<u>100分の6</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)</p> <p>第65条 知事は、前条第1項の規定によって徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第63条の2第1項第1号若しくは第2項第1号の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。この場合において知事は、緊急の必要がある場合を除くほか、あらかじめその徴収猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。</p> <p>(自動車税の税率)</p>

改正前					改正後				
第112条 自動車税の税率は、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。					第112条 自動車税の税率は、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。				
自動車の区分			税率（年額）		自動車の区分			税率（年額）	
			営業用	自家用				営業用	自家用
1～3 略					1～3 略				
4 三輪の小型自動車	トラック	最大積載量が1トン以下のもの	4,500円	6,000円	4 三輪の小型自動車	トラック		4,500円	6,000円
		最大積載量が1トンを超えるもの	7,200円	9,300円					
	トレーラ	けん引車又は最大積載量が4トン以下の被けん引車	3,900円	5,300円	けん引車又は被けん引車		3,900円	5,300円	
		最大積載量が4トンを超える被けん引車	7,500円	10,200円					
5 特種用途車	略				5 特種用途車	略			
	タンク車 ふん尿車 コンクリートミキサー車 粉粒体運搬車 冷蔵冷凍車 じんかい	三輪の小型自動車に属するもの	最大積載量の区分に従い第4号のトラックに係る税率			タンク車 ふん尿車 コンクリートミキサー車 粉粒体運搬車 冷蔵冷凍車 じんかい	三輪の小型自動車に属するもの	第4号のトラックに係る税率	

改正前				改正後			
		車 アスファ ルト運搬 車				車 アスファ ルト運搬 車	
		略				略	
2	略			2	略		
3	第1項の表の第3号中自家用のバスのうち、学校教育法第1条に規定する学校を設置する者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスに係る自動車税の税率は、第1項の表の第3号に規定する一般乗合用のものに係る自動車税の税率によるものとする。			3	第1項の表の第3号中自家用のバスのうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスに係る自動車税の税率は、第1項の表の第3号に規定する一般乗合用のものに係る自動車税の税率によるものとする。		
4	略 (狩猟税の税率)			4	略 (狩猟税の税率)		
	第165条 略				第165条 略		
2	狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。			2	狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。		
	(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4分の1				(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4分の1		
	(2) 略				(2) 略		

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(基礎控除額等の特例)</p> <p>第4条 昭和59年度分の個人の県民税に限り、第32条及び附則第6条第1項の規定の適用については、第32条中「第34条」とあるのは「第34条及び個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律（昭和58年法律第68号）第2条第1項」と、附則第6条第1項中「第31条から第34条の2まで」とあるのは「第31条、附則第4条の規定により読み替えられた第32条、第33条から第34条の2まで」とする。</p> <p style="text-align: center;">(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第5条の2 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第35条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「500円」とする。</p> <p>第5条の3及び第5条の4 削除</p> <p>第5条の6 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第4条 削除</p> <p>第5条の2から第5条の4まで 削除</p> <p>第5条の6 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第</p>

改正前	改正後
<p>89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p> <p>第12条 削除</p> <p>第14条の3 平成26年10月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事</p>	<p>89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成31年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p> <p><u>（個人の県民税の寄附金税額控除に係る特例）</u></p> <p>第12条 <u>当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第34条の2第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申告特例控除額は、第34条の2に規定する特例控除額に、法附則第7条の2第2項の表の上欄に掲げる第33条第2項に規定する課税総所得金額から第34条第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合（法附則第7条の3第1項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される割合）を乗じて得た金額とする。</u></p> <p>第14条の3 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事</p>

改正前	改正後
<p>業税についての第49条及び前条の規定の適用については、第49条第1項第1号ウの表中「<u>100分の3.8</u>」とあるのは「<u>100分の2.2</u>」と、「<u>100分の5.5</u>」とあるのは「<u>100分の3.2</u>」と、「<u>100分の7.2</u>」とあるのは「<u>100分の4.3</u>」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「<u>100分の7.2</u>」とあるのは「<u>100分の4.3</u>」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前条中「第49条第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第49条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。</p> <p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>第16条 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第58条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 略</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第17条の2 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるも</p>	<p>業税についての第49条及び前条の規定の適用については、第49条第1項第1号ウの表中「<u>100分の3.1</u>」とあるのは「<u>100分の1.6</u>」と、「<u>100分の4.6</u>」とあるのは「<u>100分の2.3</u>」と、「<u>100分の6</u>」とあるのは「<u>100分の3.1</u>」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「<u>100分の6</u>」とあるのは「<u>100分の3.1</u>」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前条中「第49条第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第49条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。</p> <p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>第16条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第58条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 略</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第17条の2 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるも</p>

改正前	改正後
<p>のをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から<u>平成27年3月31日</u>までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 平成18年4月1日から<u>平成27年3月31日</u>までの間において、第66条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第66条の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>（自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2の2第2項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（<u>附則第18条の2の3第4項から第7項</u>までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成27</u></p>	<p>のをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 平成18年4月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間において、第66条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第66条の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>（自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2の2第2項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（<u>附則第18条の2の3第6項から第11項</u>までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成29</u></p>

改正前	改正後
<p>年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（法附則第12条の2の2第2項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>ア <u>乗用車又は車両総重量（法附則第12条の2の2第2項第2号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率（法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)のエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が<u>平成27年度基準エネルギー消費効率（同号イ(3)の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）</u>に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（法附則第12条の2の2第2項第4号のガソリン自動車をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率（法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)のエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が<u>平成32年度基準エネルギー消費効率（同号イ(3)の平成32年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）</u>に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p><u>イ 車両総重量（法附則第12条の2の2第2項第2号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（法附則第12条の2の2第2項第4号ロ(3)の平成27年</u></p>

改正前	改正後
<p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) 次に掲げる軽油自動車（法附則第12条の2の2第2項第5号の軽油自動車をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>	<p><u>度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の115</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) 次に掲げる軽油自動車（法附則第12条の2の2第2項第5号の軽油自動車をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>

改正前	改正後
<p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第18条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成27年3月31日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車又は車両総重量が<u>2.5トン以下のバス若しくはトラック</u>のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が<u>平成27年度基準エネルギー消費</u></p>	<p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の115</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の115</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第18条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成29年3月31日</u>までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が<u>平成32年度基準エネルギー消費</u></p>

改正前	改正後
<p>効率以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費</p>	<p>効率以上であること。</p> <p><u>イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(イ) <u>窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p><u>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費</p>

改正前	改正後
<p>効率以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に<u>100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p><u>4 第2項（第1号アに係る部分に限る。）及び前項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率（法附則第12条の2の2第3項の平成22年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項において同じ。）を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率（同号ア(ウ)</u></p>	<p><u>4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第18条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)に100分の110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項第1号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。</p>	<p>(1) <u>次に掲げるガソリン自動車</u></p> <p>ア <u>乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>イ <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>ウ <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p>

改正前	改正後
	<p>(ア) <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる軽油自動車</u></p> <p>ア <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>イ <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>ウ <u>車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成21年輕油重量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の</u></p>

改正前	改正後
<p>(自動車取得税の課税標準の特例)</p> <p>第18条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用について</p>	<p><u>9を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>5 <u>ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第18条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。</u></p> <p><u>(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(自動車取得税の課税標準の特例)</p> <p>第18条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用について</p>

改正前	改正後
<p>ては、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法附則第12条の2の2第2項第4号（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車</p>	<p>ては、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法附則第12条の2の2第2項第4号に掲げるガソリン自動車</p> <p>(5) <u>次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）</u></p> <p>ア <u>乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>イ <u>車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(5)・(6) 略</p> <p>2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から<u>30万円</u>を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 附則第18条の2第2項第1号<u>（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>に掲げるガソリン自動車</p>	<p>(イ) <u>窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から<u>35万円</u>を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 附則第18条の2第2項第1号に掲げるガソリン自動車</p> <p>(2) <u>次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）</u></p> <p>ア <u>乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>イ <u>車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) 略</p> <p>3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 附則第18条の2第3項第1号<u>（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>に掲げるガソリン自動車</p>	<p><u>に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 附則第18条の2第3項第1号に掲げるガソリン自動車</p> <p>(2) <u>次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）</u></p> <p><u>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) 略</p>	<p><u>(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p><u>(1) 附則第18条の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車</u></p> <p><u>(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) 附則第18条の2第4項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）</u></p> <p><u>5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項及び第6項において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第6</p>	<p>(1) 附則第18条の2第5項に掲げるガソリン自動車</p> <p>(2) <u>ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項及び第8項において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第8</p>

改正前	改正後
<p>項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。</p> <p>5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第18条の2の3第5項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>7 次に掲げる自動車(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日(第1号に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第3号に掲げる</p>	<p>項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。</p> <p>7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第18条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)を備えるもの(施行規則で定める</p>

改正前	改正後
<p>トラックにあっては、<u>平成26年10月31日</u>) までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から<u>350万円</u>を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 車両総重量が<u>5トンを超える</u>乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）であって、道路運送車両法第41条の規定により<u>平成25年1月27日</u>以降に適用されるべきものとして定められた<u>制動装置</u>に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第3号において「<u>制動装置保安基準</u>」という。）で施行規則で定める<u>ものに適合するもの</u></p> <p>(2) 車両総重量が<u>8トンを超える</u>トラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、道路運送車両法第41条の規定により<u>平成24年4月1日</u>以降に適用されるべきものとして定められた<u>制動装置保安基準</u>で施行規則で定める<u>ものに適合するもの</u></p> <p>(3) 車両総重量が<u>13トンを超える</u>トラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、道路運送車両法第41条の規定により<u>平成24年4月1日</u>以降に適用されるべきものとして定められた<u>制動装置保安基準</u>で施行規則で定める<u>ものに適合するもの</u></p>	<p>ものに限る。) で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が<u>平成29年3月31日</u>（第4号に掲げるトラックにあっては、<u>平成28年10月31日</u>）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から<u>525万円</u>を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 車両総重量が<u>5トンを超え12トン以下の</u>乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（第11項において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により<u>平成28年2月1日</u>以降に適用されるべきものとして定められた<u>車両安定性制御装置</u>に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項及び第11項において「<u>車両安定性制御装置に係る保安基準</u>」という。）及び同条の規定により<u>平成25年1月27日</u>以降に適用されるべきものとして定められた<u>衝突被害軽減制動制御装置</u>に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項及び第11項において「<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準</u>」という。）のいずれにも適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が<u>3.5トンを超え8トン以下の</u>トラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。<u>以下この項及び第11項において同じ。</u>）であって、道路運送車両法第41条の規定により<u>平成28年2月1日</u>以降に適用されるべきものとして定められた<u>車両安定性制御装置</u>に係る保安基準及び同条の規定により<u>平成26年2月13日</u>以降に適用されるべきものとして定められた<u>衝突被害軽減制動制御装置</u>に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>(3) 車両総重量が<u>8トンを超え20トン以下の</u>トラックであって、</p>

改正前	改正後
<p>ん引自動車に限る。) であって、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの</p>	<p>道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>(4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</p> <p>11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準</p>

改正前	改正後
<p>8 略 (軽油引取税の課税免除の特例)</p>	<p>に適合するもの</p> <p>(2) <u>車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</u></p> <p>(3) <u>車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</u></p> <p>(4) <u>車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</u></p> <p>(5) <u>車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</u></p> <p>12 略 (軽油引取税の課税免除の特例)</p>

改正前	改正後
<p>第18条の4 平成27年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>海上保安庁その他施行令で定める者が航路標識法（昭和24年法律第99号）第2条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で施行令で定めるものに供する軽油の引取り</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>陶磁器製造業、木材加工業その他の施行令で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の施行令で定める用途に供する軽油の引取り</u></p> <p>2 略</p>	<p>第18条の4 平成30年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして施行令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 木材加工業その他の施行令で定める事業を営む者が<u>当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の施行令で定める用途に供する軽油の引取り</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令で定めるものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、法附則第12条の2の7第4項の規定により読み替えられた法第144条の3第1項（第3号に係る部分に限る。）並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、</u></p>

改正前	改正後
	軽油引取税を課さないものとする。

附則第19条第1項の表中

6,000円	6,900円
7,200円	8,200円
9,300円	10,600円

を

6,000円	6,900円
--------	--------

に改め、同条第

2項中「規定する学校」の次に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、同条第4項の表中

「

6,000円	3,000円
7,200円	4,000円
9,300円	5,000円

を

6,000円	3,000円
--------	--------

に改め、同条第7項の表中

「

6,000円	4,500円
7,200円	5,500円
9,300円	7,000円

を

6,000円	4,500円
--------	--------

に改め、同条第8項の表中

「

6,000円	1,500円
7,200円	2,000円
9,300円	2,500円

を

6,000円	1,500円
--------	--------

に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>(狩猟税の税率の特例)</u>	<u>(狩猟税の課税免除)</u>
<u>第24条</u> 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するもの	<u>第24条</u> 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19

改正前	改正後
<p>に係る狩猟税の税率は、第165条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録</p> <p>(2) 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の手猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録</p>	<p>年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第165条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第165条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。</p>

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>(狩猟税の税率の特例)</u></p> <p>第24条の2 <u>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第165条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥</u></p>

改正前	改正後
	<u>獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。</u>

（佐賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成24年佐賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

（佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中佐賀県税条例第41条の改正規定を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中佐賀県税条例第165条の改正規定、同条例附則第24条の改正規定（同条第2項に係る部分に限る。）及び附則第8条第2項の規定 規則で定める日

(2) 第2条の規定 公布の日

（県民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、新条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）第53条第1項の規定によって申告納付する法人で法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第53条第2項の規定によって申告納付する法人及び同条第3項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての新条例第41条第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額が」とし、同条第3項及び

第4項の規定は、適用しないものとする。この場合において、第1条の規定による改正前の佐賀県税条例（以下「旧条例」という。）第41条第3項の規定は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第47条の2第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。以下この条において「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、新条例附則第14条の3の規定により読み替えられた新条例第49条第1項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が、当該事業年度の新条例第47条の2第1項に規定する付加価値額、資本金等の額及び所得に平成27年3月31日現在における旧条例附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第1項第1号に規定する税率を乗じて得た額の合計額（次項において「旧条例第49条第1項第1号に規定する合計額」という。）を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について納付すべき事業税額（以下この条において「事業税額」という。）から控除するものとする。
- 3 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が旧条例第49条第1項第1号に規定する合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
- 4 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、新条例附則第14条の3の規定により読み替えられた新条例第49条第3項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が、当該事業年度の新条例第47条の2第1項に規定する付加価値額、資本金等の額及び所得に平成27年3月31日現在における旧条例附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第3項第1号に規定する税率を乗じて得た額の合計額（次項において「旧条例第49条第3項第1号に規定する合計額」という。）を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
- 5 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が旧条例第49条第3項第1号に規定する合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端

数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第6条 新条例附則18条の4第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日以前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例附則18条の4第3項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

第7条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成26年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

第8条 新条例附則第24条第1項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第24条第2項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

3 新条例附則第24条の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

4 施行日から附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第24条及び第24条の2の規定の適用については、新条例附則第24条中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例附則第24条の2第1項中「鳥獣保護管理法第56条」とあるのは「鳥獣保護法第56条」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第2条第9項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第5項」と、同条第2項中「鳥獣保護管理法第9条第8項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項に規定する従事者証」と、「同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置

に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項（鳥獣被害防止特措法）」と、「者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。